

## 各務原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱 比較表

告示(案)の内容(令和6年4月1日施行) ※項目や単位を比較しやすくするため、一部文面を省略しています	改正後(令和6年4月1日施行予定) ※今後変更する可能性があります	現行
<p>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号の規定に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72条)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働省が定める基準 (略)</p> <p>別表 単位数表</p> <p>1 訪問型サービス費</p> <p>イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)</p> <p>(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位</p> <p>(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位</p> <p>(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位</p> <p>ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)</p> <p>(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位</p> <p>(2) 生活援助が中心である場合</p> <p>(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位</p> <p>(二) 所要時間45分以上の場合 220単位</p> <p>(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位</p> <p>注1～13 略</p> <p>△ 初回加算 200単位</p> <p>≡ 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>ホ 口腔連携強化加算 50単位</p> <p>△ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p>	<p>別表</p> <p>第1号事業に係る訪問介護相当サービス費、訪問型サービスA費、通所介護相当サービス費、通所型サービスA費及び介護予防ケアマネジメント費は、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、次に掲げるもののほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護相当サービス費</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 287単位 (介護予防ケアマネジメントにおいて標準的な内容の訪問型サービスである場合)</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 1,176単位 ( (1) において月5回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 2,349単位 ( (1) において月10回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(4) 訪問型サービス費Ⅳ 3,727単位 ( (1) において月15回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(5) 訪問型サービス費Ⅴ 179単位 (生活援助が中心である場合において、所要時間20分以上45分未満の場合)</p> <p>(6) 訪問型サービス費Ⅵ 220単位 (生活援助が中心である場合において、所要時間45分以上の場合)</p> <p>(7) 訪問型サービス費Ⅶ(短時間サービス) 163単位 (短時間の身体介護が中心である場合)</p> <p>(8) 初回加算 200単位(1月につき)</p> <p>(9) 生活機能向上連携加算</p> <p>ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)</p> <p>(10) 口腔連携強化加算 50単位</p> <p>(11) 介護職員処遇改善加算</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000に相当する単位数</p>	<p>別表</p> <p>第1号事業に係る訪問介護相当サービス費、訪問型サービスA費、通所介護相当サービス費、通所型サービスA費及び介護予防ケアマネジメント費は、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、次に掲げるもののほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護相当サービス費</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 268単位 (介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの訪問)</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 272単位 (介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月5回から月8回までの訪問)</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 287単位 (介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週3回程度必要とされた要支援2の者に対し月9回から月12回までの訪問)</p> <p>(4) 訪問型サービス費Ⅳ 1,176単位 ( (1) において月5回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(5) 訪問型サービス費Ⅴ 2,349単位 ( (2) において月10回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(6) 訪問型サービス費Ⅵ 3,727単位 ( (3) において月15回までの訪問が必要となる場合)</p> <p>(7) 訪問型サービス費Ⅶ(短時間サービス) 167単位 (1月につき22回まで主に身体介護を行う場合)</p> <p>(8) 初回加算 200単位(1月につき)</p> <p>(9) 生活機能向上連携加算</p> <p>ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)</p> <p>(10) 介護職員処遇改善加算</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000に相当する単位数</p>

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の000分の55に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

令和6年6月から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。(令和6年度末まで経過措置期間あり)

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000に相当する単位数

(12) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000に相当する単位数

(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000に相当する単位数

注1~注9 略

2 訪問型サービスA 略

3 通所介護相当サービス費

(1) 通所型サービス費1回数 436単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが必要とされた者に対し月4回までの通所)

(2) 通所型サービス費1 1,798単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが必要とされた者に対し月5回までの通所)

(3) 通所型サービス費2回数 447単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが必要とされた者に対し月8回までの通所)

(4) 通所型サービス費2 3,621単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが必要とされた者に対し月9回から月10回までの通所)

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000に相当する単位数

注1~注 略

2 訪問型サービスA 略

3 通所介護相当サービス費

(1) 通所型サービス費1回数 384単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの通所)

(2) 通所型サービス費/22回数 384単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの通所)

(3) 通所型サービス費1 1,672単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月5回までの通所)

(4) 通所型サービス費/22 1,672単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月5回までの通所)

(5) 通所型サービス費2回数 395単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月8回までの通所)

(6) 通所型サービス費2 3,428単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月9回から月10回までの通所)

2 通所型サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

(1) 事業対象者・要支援1 1,798単位

(2) 事業対象者・要支援2 3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1) 事業対象者・要支援1 436単位

(2) 事業対象者・要支援2 447単位

注1~10 略

- △ 生活機能向上グループ活動加算 100単位
- ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位
- ホ 栄養アセスメント加算 50単位
- ヘ 栄養改善加算 200単位
- ト 口腔機能向上加算
  - イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
  - ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

**チ 一体的サービス提供加算 480単位**

- リ サービス提供体制強化加算
  - (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
    - (一) 事業対象者・要支援1 88単位
    - (二) 事業対象者・要支援2 176単位
  - (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
    - (一) 事業対象者・要支援1 72単位
    - (二) 事業対象者・要支援2 144単位
  - (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
    - (一) 事業対象者・要支援1 24単位
    - (二) 事業対象者・要支援2 48単位

- ヌ 生活機能向上連携加算
  - (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
  - (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

- ル 口腔・栄養スクリーニング加算
  - (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
  - (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

ヲ 科学的介護推進体制加算 40単位

ヅ 介護職員処遇改善加算

注 令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからヲまでにより算定した単位数の

**(5) 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）**

**【※ 若年性認知症利用者受入加算 240単位 は注4に規定）**

**(6) 栄養アセスメント加算 50単位**

**(7) 栄養改善加算 200単位（1月につき）**

**(8) 口腔機能向上加算**

- ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）
- イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）

**(9) 一体的サービス提供加算 480単位（1月につき）**

**(10) サービス提供体制強化加算**

**ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）

**(イ) 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき）**

**イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）

**(イ) 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）**

**ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）

**(イ) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）**

**(11) 生活機能向上連携加算**

- ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
- イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

**(12) 口腔・栄養スクリーニング加算**

- ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）
- イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

**(13) 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）**

**(14) 介護職員処遇改善加算**

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の59/1000に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の43/1000に相当

- (7) 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
- (8) 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
- 【※ 若年性認知症利用者受入加算 240単位 は注4に規定）**

**(9) 栄養改善加算 200単位（1月につき）**

**(10) 口腔機能向上加算**

- ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）
- イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）

**(11) 選択的サービス複数実施加算**

- ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
  - (ア) 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
  - (イ) 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
  - (ウ) 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
  - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）

**(12) 事業所評価加算 120単位（1月につき）**

**(13) サービス提供体制強化加算**

**ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (イ) 要支援2 88単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (ウ) 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき・週2回程度の通所）

**イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (イ) 要支援2 72単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (ウ) 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき・週2回程度の通所）

**ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**

- (ア) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (イ) 要支援2 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (ウ) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週2回程度の通所）

**(14) 生活機能向上連携加算**

- ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
- イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

**(15) 口腔・栄養スクリーニング加算**

- ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）
- イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

**(16) 介護職員処遇改善加算**

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の59/1000に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の43/1000に相当

- 1000分の59に相当する単位数  
 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから㉔までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数  
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから㉔までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数  
 カ 介護職員等特定処遇改善加算  
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから㉔までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数  
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イから㉔までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数  
 コ 介護職員等ベースアップ等支援加算 イから㉔までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

令和6年6月から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。(令和6年度末まで経過措置期間あり)

- 3 介護予防ケアマネジメント費  
 イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) **442**単位  
 ロ 初回加算 300単位  
 ハ 委託連携加算 300単位

- する単位数  
 ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000に相当する単位数  
 (15) 介護職員等特定処遇改善加算  
 ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000に相当する単位数  
 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000に相当する単位数  
 (16) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の11/1000に相当する単位数  
 注1~注13 略  
 4 通所型サービスA費 略  
 5 介護予防ケアマネジメント  
 (1) 介護予防ケアマネジメント費 **442**単位(1月につき)  
 (2) 初回加算 300単位(1月につき)  
 (3) 委託連携加算 300単位  
 注1~3 略

- する単位数  
 ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000に相当する単位数  
 (17) 介護職員等特定処遇改善加算  
 ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12/1000に相当する単位数  
 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10/1000に相当する単位数  
 (18) 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき)  
 (19) 科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)  
 (20) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の11/1000に相当する単位数  
 注1~注10 略  
 4 通所型サービスA費 略  
 5 介護予防ケアマネジメント  
 (1) 介護予防ケアマネジメント費 **438**単位(1月につき)  
 (2) 初回加算 300単位(1月につき)  
 (3) 委託連携加算 300単位  
 注1 略